

令和5年度

第1回あさぎり町農業委員会  
議 事 録

開会日：令和5年4月10日（月）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第1回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和5年4月10日(月)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年4月10日	午後1時30分	会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年4月10日	午後2時10分	会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員  出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○	
議 事 録 署 名 委 員	24番 深松 守		25番 緒方 信三			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 丸山 修一		主幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 報告第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について 日程第6 報告第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第9 議案第3号 農用地利用集積計画(第4回)の決定について					

## 開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（丸山 修一君） 御起立をお願いいたします。礼。着席。はい。ただいまから令和5年度第1回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。お疲れさまです。新年度に入りまして農業委員会も、残すところあと1年となりました。今年はですね、コロナも収まりかけておりますので、人農地プランの目標値等ですね、作成にまた、時間を使っていきたく思いますのでよろしく申し上げます。そしてまた各家庭におかれましてはですね、新入学、それから、新社会人がおられると思いますが、おめでとうございます。それではですね、総会のほうに入りたいと思います。本日はですね、全員出席ですので、定足数に達しております。総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、24番、深松守委員。25番、緒方信三委員を、指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

### 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。それでは、報告いたします。資料は、2ページから4ページを御覧ください。今回は16件の合意解約となっております。解約理由につきましては、62番から65番は、農地中間管理事業貸付けのため、66番は、第三者貸付けのため、67番から71番は、経営規模縮小のため、72番から77番は、契約内容変更のためとなっております。以上報告いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。それでは、報告いたします。資料は、5ページを御覧ください。今回は3件の届出が提出されております。資料につきましては、6ページから8ページの農地所有適格法人経営概要表に記載しておりますが、6ページにつきましては、令和5年1月1日現在、7ページは、令和5年3月1日現在、8ページは令和4年8月1日現在となっております。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

### 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。今回は1件だけとなります。資料につきましては、9ページを御覧ください。5番、1件のみです。令和5年2月28日に県公告がされた耕作者変更に伴う賃貸借権の設定です。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

#### 日程第5 報告第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、報告第4号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（丸山 修一君）** はい。それでは、報告いたします。資料は10ページからになります。今年も事前に県農業会議のヒアリングを3月24日に受けています。まず、10ページから12ページまでになります。10ページ、1、農業委員会の状況について、農業委員会の現在の体制及び農家、農地等の概要になります。11ページ、2、最適化活動の目標について、1、最適化活動の成果目標、農地の集積、遊休農地の解消について、現状及び課題と目標になります。12ページ、新規参入の促進について、現状及び課題と目標になります。次に、2、最適化活動の活動目標について、最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標になります。ただし、数字等に修正がある場合がありますので、御了承願います。令和4年度からこの様式に変更されています。今後は県に報告後、町のホームページに掲載する予定です。以上で報告第4号の説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第4号を終わります。

#### 日程第6 報告第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、報告第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（丸山 修一君）** はい。それでは報告いたします。資料は13ページからになります。農業委員会法第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を、次のように改めます。まず第1に、基本的な考え方になります。農業委員会において、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として明確に位置づけられました。あさぎり町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のように改めるものです。14ページをお願いします。まず、遊休農地の発生防止解消について、遊休農地の解消目標、令和9年3月を目標にしています。具体的な推進方法ですが、農地の利用状況調査と、利用状況調査の実施、農地中間管理機構との連携、非農地判断になります。また、評価方法については、ホームページ等で公表することになります。15ページをお願いします。次に、担い手への農地利用の集積集約化について、集積目標を令和11年3月としています。それに伴い、担い手の育成、確保も必要になってきます。具体的な推進方法ですが、今後町で作成する地域計画の作成や見直しに取り組み、16ページになりますが、農地中間管理機構等との連携、農地の利用調整と、利用権設定所有者不明農地の有効利用が重要になります。次に、新規参入の促進についてです。促進目標は令和11年3月としています。16ページをお願いします。具体的な推進方法ですが、関係機関との連携、新規就農フェア等への参加、企業参入の推進、農業委員会のフォローアップ活動が必要になります。17ページですが、最後は、地域計画の目標を達成するため、農業委員会の役割について示しています。これはあくまで目標です。そのような考え方で、あくまで指針目標として、このような数値

を入れているということをご理解いただきまして、今回、県のほうに報告するこの最適化の推進に関する指針について、御理解の上、御承認いただき、県のほうに報告の運びとしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。ただし、数字等に修正がある場合がありますので、御了承願ひます。以上で報告第5号の説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願ひします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第5号を終わります。

#### 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（丸山 修一君）** はい。農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は18ページからになります。今回は3件の審議をお願いします。申請番号1番ですが、資料は19ページから26ページになります。譲渡人と譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で、地目は、台帳は田、現況は畑です。面積は24平米となっております。移転する契約としては、総額2万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に、カボチャを栽培される予定です。

次に、申請番号2番ですが、資料は27ページから34ページになります。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で地目は、台帳、現況とも畑です。面積は154平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は申請地に大根、ナス、ネギなどの野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号3番ですが、資料は35ページから42ページになります。譲渡人は町外の個人4人の共有で、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、3筆で地目は、台帳、現況とも畑です。面積は合計635平米となっております。移転する契約としては、総額20万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に、季節野菜と茶を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、24番委員の深松委員より、申請番号2番の案件について、20番委員の橋口京美委員より、申請番号3番の案件について、16番委員の中村好文委員より報告をお願いします。

○**24番委員（深松 守君）** 24番委員の深松です。申請番号1番について御説明いたします。譲受人、譲渡人ともに、町内の方です。あと、説明については事務局のほうでされていますので、割愛させていただきます。現地確認をした結果、当初から、そこを作付されていたみたいで、畦等はありませんでした。作付されるに当たって、マルチ等で、除草作業とかもちゃんとされていたと思います。何ら問題ないと思いますので、御審議の方、よろしくお願ひします。

○**20番委員（橋口 京美君）** 20番委員の橋口です。農地法3条の規定による許可申請について、申請番号2番の案件について、午前中の現地調査の結果を報告します。資料は27ページから34ページになります。33ページを御覧ください。場所は、JA深田給油所から県道33号線を須恵方面に100メートルほど行った右手の木上溝付近になります。譲渡人は、町外の個人の方、譲受人は、町内の個人になります。譲渡人が、そのまま荒れるよりも誰かに使ってほしいと、贈与されたとのことでした。集落の一角でしたが、春野菜などを栽培されており、特に問題ないと思いますので、皆様方の御審議方よろしくお

願います。

○16番委員(中村 好文君) はい、16番委員の中村です農地法第3条申請番号3番の案件について、午前中の現地調査の結果を報告します。資料は35ページから42ページになります。42ページを御覧ください。場所は、鐘ヶ丘ホームより南東へ300メートル、塚脇公民館より南西へ100メートルほどの位置にあります。譲渡人は、町外の個人の方4名です。譲受人は、町内の個人になります。譲受人はこちらでお茶と野菜をつくられることになっております。何も問題ないと思いますので、皆様方の御審議よろしく願います。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第1号、農地法第3条の規定により、許可申請について、現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

#### 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第2項農地法第5条の規定による、許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(丸山 修一君) はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は43ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号1番ですが、資料は44ページから53ページになります。譲渡人と譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳、現況とも畑、転用面積が500平米となっています。移転する内容としては、贈与による所有権移転となっています。転用の目的は個人住宅です。47ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど、現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計

画の農用地区域の除外地で、申請地の接している4メートル以上ある道路には、上下水道管が2館埋設されており、500メートルの範囲内にあさぎり中学校と、あおぞら子ども園がある、第三種農地で、個人住宅への転用は可能です。49ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号2番ですが、資料は54ページから64ページになります。譲渡人は町内の個人、譲受人は町内の個人2人の共有の方です。転用する土地としましては、3筆で、台帳現況とも畑、転用面積は合計539平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で、総額320万円となっております。転用の目的は、個人住宅及び共有道路です。57ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、近隣の土地の代替地も検討された結果、個人住宅及び共有道路への転用は可能です。60ページから事業計画書、資金計画書、融資証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。なお、譲渡人は、申請後に、お亡くなりになりました。県に確認しましたところ、転用申請の許可に問題はないが、法務局で登記申請する場合には、相続の手続が必要であるとのこと。説明は、以上となります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、25番委員の緒方委員より、申請番号2番の案件について、9番委員の松本委員より報告をお願いします。

○**25番委員（緒方 信三君）** はい。25番委員の緒方です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件について、午前中の現地調査の結果を報告します。資料は44ページから53ページになります。47ページの地図を御覧ください。場所は、あさぎり中学校正門から約100メートルぐらい下った県道沿いです。譲渡人、譲受人はともに町内の方で、親子関係の贈与になります。現在は、同居されていて、申請地には、個人住宅を新築される予定です。畑には何も作付けされていません。何ら問題はないかと思えます。皆様方の御審議方よろしく申し上げます。

○**9番委員（松本 廣幸君）** はい、9番、松本です。申請番号2番、5条申請の現地の状況を説明いたします。資料は54ページから64ページになります。場所は、57ページの地図を御覧いただき、免田区の吉井区になります。中央走る県道多良木相良線の左側生涯学習センター、旧免田中学校より、東へ500メートルほど行った、左手奥になります。56ページを見ていただいて、宅地に囲まれた形になります。ここは以前より、耕作放棄地になっていまして、現在はきれいに整地されていまして。残りの畑も、譲渡人名義になっており、周りへの影響はないと見られました。申請後に譲渡人が亡くなられたので、相続後の登記になるかと思われまます。以上です。審議方よろしくお願ひいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第2号、農地法第5条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。賛成多数です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

#### 日程第9 議案第3号 農地利用集積計画(第4回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画(第4回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) はい。それでは、まず、利用権設定に係る分について説明いたします。66ページをお開きください。66ページ上段の164番から、84ページ下段の198番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。85ページ上段199番から92ページ上段の213番までは、新規の賃借権の設定となります。その下、下段の214番から、95ページ下段の215④番までは、新規の使用賃借権の設定です。96ページの上段216番から、106ページ下段の226番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定となります。107ページ上段の227番から、112ページ下段の235番までは、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定となります。以上で、利用権設定に係る分について説明いたしました。

引き続き、所有権移転に係る分について説明をいたします。113ページをお開きください。今回の申請は3件です。12番から13番は、農業公社が買入れるもの、14番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格につきましては、全て反当たりの価格で表示しております。12番の買入れ価格、65万円。13番の買入れ価格48万9,511円。14番の売渡し価格、76万8,750円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。

114ページから120ページにかけては、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第3号、農用地利用集積計画(第4回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。特にないようですので、これから、議案第3号農用地利用集積計画(第4回)についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(丸山 修一君) 起立願います。礼。

閉会 午後2時10分



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月10日

あさぎり町農業委員会                      会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 24番 深松 守

あさぎり町農業委員会 署名委員 25番 緒方 信三